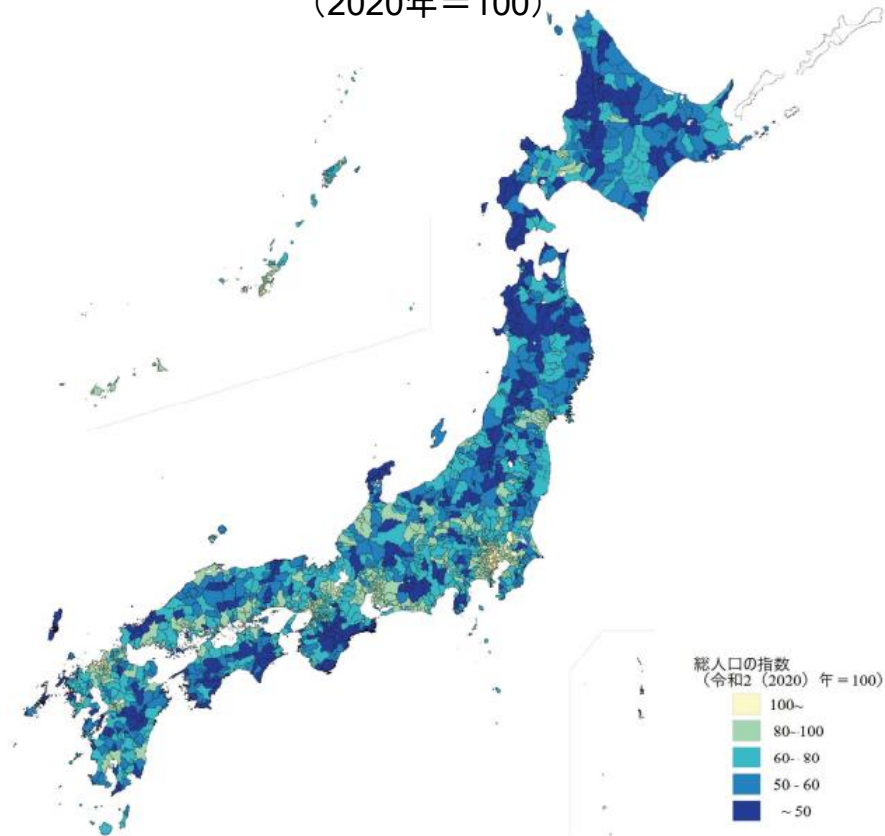


国土の管理構想について

国土交通省 国土政策局
総合計画課国土管理企画室
令和7年10月

- 2050年には2020年比で東京都を除く46道府県で人口減少。11県では30%以上減少。約2割の市区町村では人口が半数未満に。
- 高齢化率（※）は全国で37.1%（2020年：28.6%）となり、25道県では40%を超える。

2050年の総人口の姿
(2020年=100)



各圏域別総人口の姿

	2020年	2050年	増減率
北海道	522万人	382万人	▲26.8%
東北圏	861万人	589万人	▲31.6%
首都圏	4,446万人	4,113万人	▲7.5%
（うち東京都）	(1,405万人)	(1,440万人)	(+2.5%)
北陸圏	514万人	376万人	▲26.8%
中部圏	1,697万人	1,390万人	▲18.1%
近畿圏	2,054万人	1,650万人	▲19.7%
中国圏	725万人	557万人	▲23.2%
四国圏	370万人	260万人	▲29.7%
九州圏	1,278万人	1,013万人	▲20.7%
沖縄県	147万人	139万人	▲5.4%
国内総人口	12,615万人	10,469万人	▲17.0%

2050年に人口が30%以上減少する県 ※()は減少率

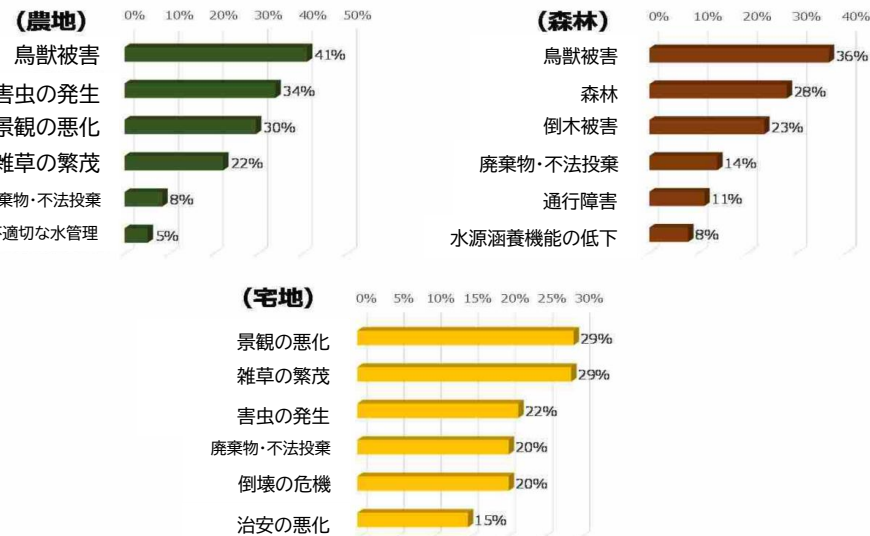
秋田県(▲42%)、青森県(▲39%)、岩手県(▲35%)、高知県(▲35%)、長崎県(▲34%)、山形県(▲33%)、徳島県(▲33%)、福島県(▲32%)、和歌山県(▲32%)、山口県(▲31%)、新潟県(▲31%)

(※)高齢化率とは総人口に占める65歳以上人口割合を示す。
(出典)国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来人口推計(令和5(2023)年推計)」より作成。

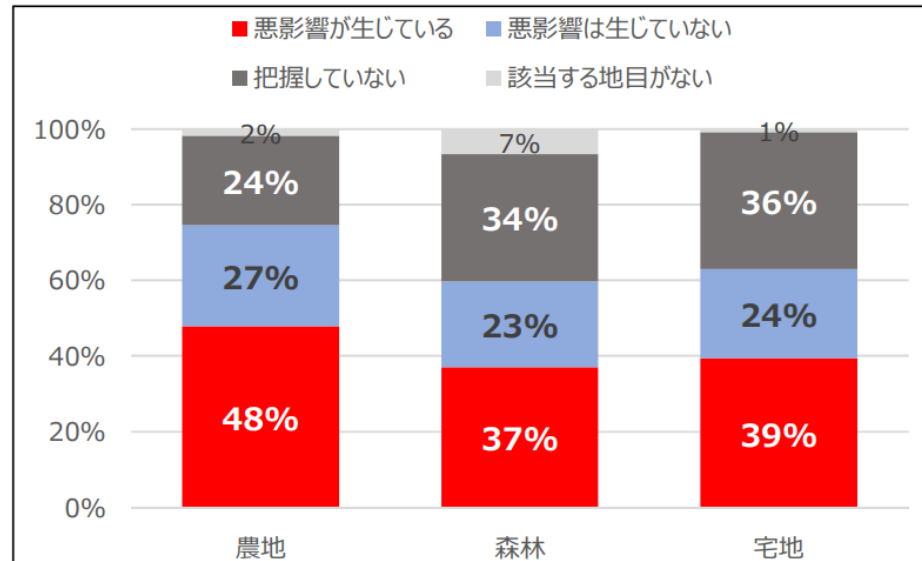
背景②人口減少による国土管理上の悪影響

- 市区町村への管理不全土地に関するアンケート調査（H29年国土交通省調査）を実施したところ、農地・森林・宅地に共通して、①鳥獣被害・虫害・雑草の繁茂、②景観の悪化、③災害、④不法投棄・治安の悪化等の悪影響について指摘。

土地が放置されたことによる主な悪影響



土地が放置されたことによる悪影響の有無の認識



(人口減少による土地利用の懸念)



空き家



放棄された農地



管理されない森林



通れなくなった小道



空き家

人口減少がどんどん進むと・・・

今までどおりの管理・
活用のやり方や体制の
ままの場合

空き家の増加

耕作放棄地の増加

森林の手入れ不足

農地・森林の荒廃

地域の生活環境の悪化

鳥獣被害の増加

防災・防犯の不安

景観の悪化

地域の魅力の低下

さらに悪循環 今後不安は次の世代へ

具体策の必要性

- ✓ 人口減少に対応した国土の利用・管理のあり方
- ✓ 国民参加、多様な主体の参画による国土管理



管理されない森林

「国土の管理構想」の策定（令和3年6月）

人口減少下の適切な国土管理のあり方を示すもの。

国だけではなく、都道府県・市町村・地域における国土管理の指針

国土の管理構想

(国土審議会計画推進部会 国土管理専門委員会での議論を踏まえ、R3.6 とりまとめ)

背景・基本的な考え方

- 近年、人口減少・高齢化等の進行によって土地需要が低下し、低・未利用地や空き家の増加、農地の荒廃など、管理が行き届かなくなる土地の発生等による課題が発生
- 人口減少下では、**全ての土地についてこれまでと同様に労力や費用を投下し管理することは困難**
- **優先的に維持したい土地を明確化、管理方法の転換等**を進めることが重要
- 地域住民の発意と合意形成を基礎とした地域主体の取組と多様な主体の参加・協働による国土管理の推進が必要

「国土の管理構想」の概要

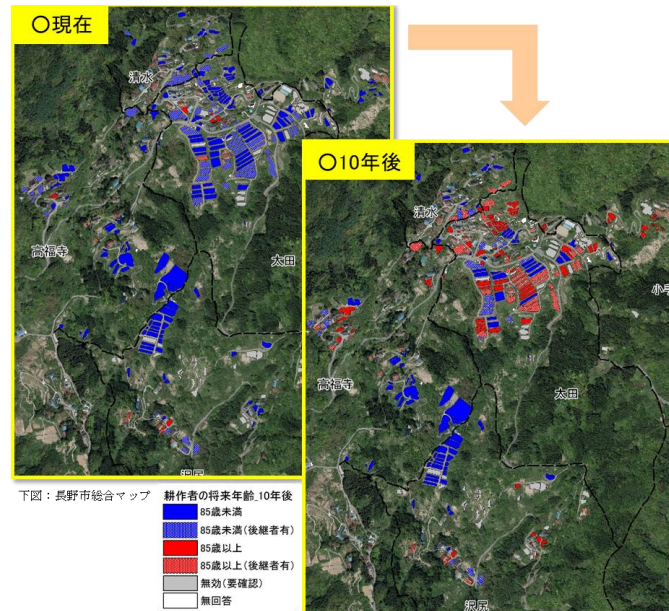
- 「国土の管理構想」は、人口減少下の適切な国土管理の在り方を示したもの。分野横断的・統合的に国土全体の管理の在り方を提示
- 国だけでなく、都道府県・市町村・地域における国土管理の指針
- 都道府県・市町村・地域（集落等）の各レベルで、人口や土地の管理状況等についての現状把握・将来予測を行い、**目指すべき将来像と土地の管理の在り方を示す管理構想**を策定。市町村や地域では、これを**地図上に見える化（管理構想図）**
- 各レベルにおける策定を推奨し、特に中山間地域などを中心に、市町村や地域における取組が進むことを期待

今後の取組

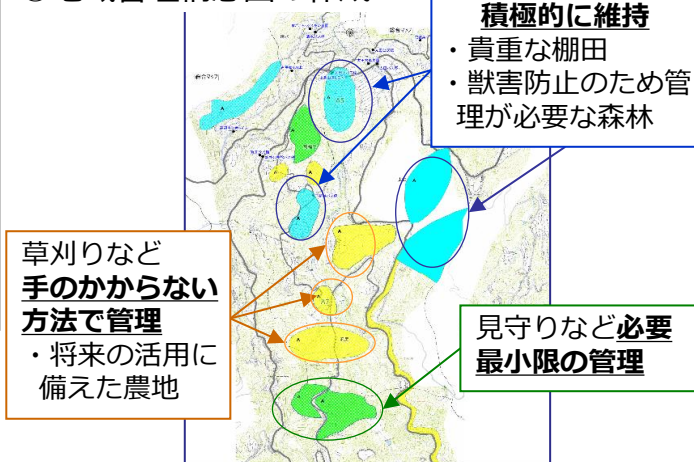
- 市町村や地域における取組の推進に向け、事例の形成や人材育成などにより取組の後押しを図る

長野市中条地区地域管理構想の取組事例

○現況図及び将来予想図の作成



○地域管理構想図の作成



各レベルにおける管理構想

国土の管理構想

＜R3.6とりまとめ＞

策定主体：国

- 長期的視野・広域的視点からの国土全体の管理の在り方を提示
- 都道府県、市町村、地域の各レベルにおける管理構想の策定方法等を示す

都道府県管理構想

策定主体：都道府県

- 流域等の広域的視点から都道府県土全体として目指す管理の在り方を示す
- 現状把握・将来予測により、管理すべきエリア、市町村・地域で対応すべき課題について判断するための視点、広域的な市町村間の調整について整理

市町村管理構想

策定主体：市町村

- 現状把握・将来予測により、市町村土全体として目指す管理の在り方、管理すべきエリアと対応すべき課題、必要な措置等を示す
- 管理すべきエリア等を市町村管理構想図として地図化

地域管理構想

策定主体：地域（集落等）

- 住民自ら地域の将来像を描き、土地の管理の在り方を地域管理構想図として地図化
- 管理主体や管理手法を明確にした行動計画を示す

- 都道府県・市町村・地域の各レベルで、管理構想の策定を推奨

市町村・地域管理構想の記載内容

市町村管理構想

[策定主体]市町村
 [対象範囲]行政区域全域を対象
 (特に市街化区域及び用途地域以外)
 [計画期間]概ね5～10年
 (20～30年の将来を見据える)

市町村管理構想の記載内容:

①市町村土の管理に関する基本構想

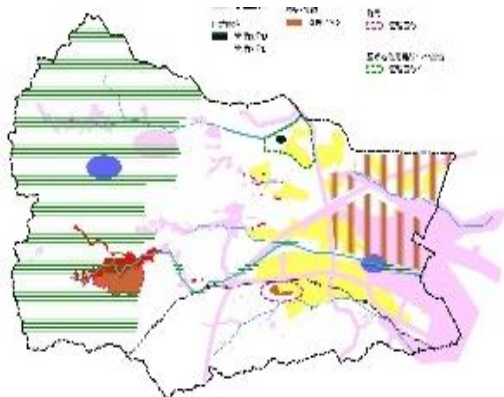
- ・現状把握と将来予測
- ・市町村土の管理の在り方
- ・対応すべき課題と管理すべきエリア
 (地域管理構想を優先的に策定すべきエリアを含む)

②必要な措置の概要

- ・課題への対応の方向性・取組
- ・地域管理構想策定に向けた支援
- ・地域住民主体による管理の取組が難しい場合の市町村の取組
- ・市町村管理構想のモニタリング・見直し等

③市町村管理構想図(①に掲げた内容の図示)

<市町村管理構想図のイメージ>



地域管理構想

[策定主体]地域住民(必要に応じて市町村が支援)
 [対象範囲]集落や旧小学校区単位など
 [計画期間]概ね5年(10年程度の将来を見据える)

地域管理構想の記載内容:

①地域の現状と将来予測

(地域資源・土地利用課題の現況・将来予想図)

②地域全体の土地利用の方向性

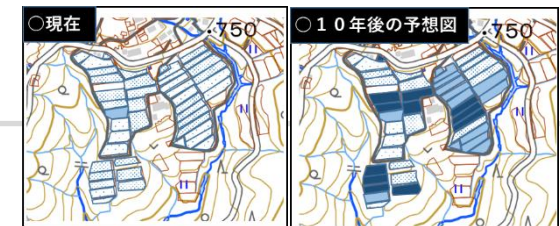
③地域管理構想図

④行動計画表

⑤地域としてのルール

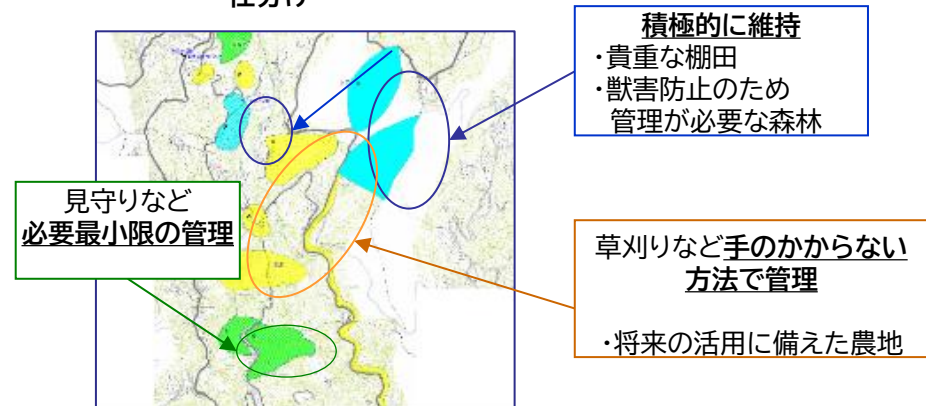
⑥取組の進捗管理体制

<現状と将来予測> 例:現状耕作者の年齢



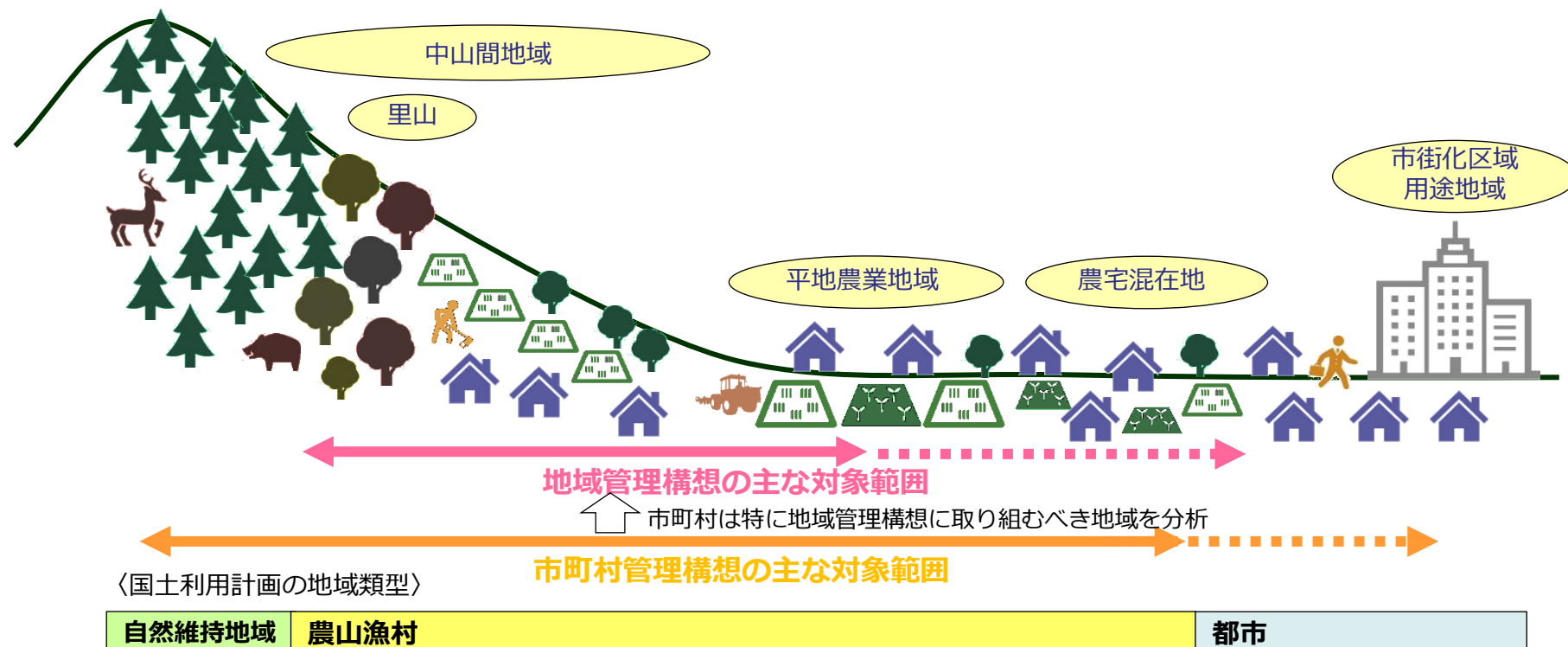
<地域管理構想図のイメージ>

3段階の管理の方向に 仕分け



市町村管理構想・地域管理構想の検討のポイント

- 市町村管理構想は行政区域全域を対象（特に市街化区域・用途地域以外を対象）
市街化区域及び用途地域は都市計画マスタープランや立地適正化計画の議論が進展していること、課題の深刻化が進んでいる都市計画区域外の中山間地域や地目混在している地域を優先的に議論する必要があるため。
- 地域管理構想は、話し合いや合意形成可能な単位で設定（例：集落、自治会、小学校区での単位など）
 - ・ 中山間地域を中心に課題の深刻度が高い地域から優先的に取組を実施
全ての地域で地域管理構想の完成を目指す必要はなく、地域の状況に応じて取組に強弱を付けるため。
 - ・ 地域管理構想は、地域の状況に応じて、市町村より策定の働きかけを行うことを期待



市町村管理構想の策定プロセス

ステップ① 市町村土の現状把握と将来予測

- 基礎情報から現状把握を行い、今後10年の見通しを立てる

✓ 集落維持可能性

人口・高齢化率 等

✓ 土地の管理状況及び課題認識

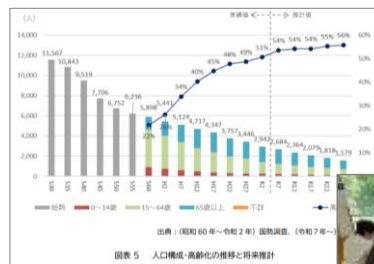
荒廃農地の状況・森林管理状況 等

✓ 土地の維持すべき機能・資源

文化・景観・自然・観光 等

✓ 管理水準の低下によりリスクが高まる可能性があるエリア

鳥獣被害・災害リスク 等



ステップ②-1 対応すべき課題と管理すべきエリアの整理

- 将来予測される市町村の姿（このまま進んだ将来・目指したい将来）を検討
- 課題に対する取組や方向性を検討
- 課題が懸念されるエリアを示した上で、管理すべきエリアを検討

ステップ②-2 市町村内の意見交換

ステップ②-3 地域への聞き取り

ステップ②-4 広域的な視点による整理

ステップ③ 市町村管理構想・管理構想図の作成

市町村管理構想の記載内容

①市町村土に関する基本構想

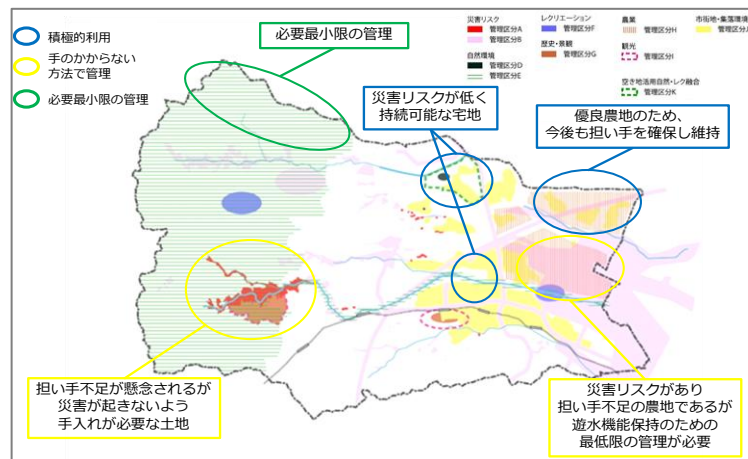
- 現状把握及び将来予測
- 市町村土の管理のあり方
- 対応すべき課題と管理すべきエリア

②必要な措置の概要

- 課題への対応の方向性・必要な取組
- 地域管理構想策定に向けた支援 等



図示



必要に応じて、地域レベルの構想検討に着手

地域管理構想の策定プロセス

ステップ① 事前準備・機運醸成

- ワークショップに参加する主体の整理
- 対象地域の設定 等

ステップ② 地域の現状把握と将来予測

- 地域の魅力・資源、守りたい土地、過去の地域づくりの取組等の把握
- 農地（耕作者年齢、後継者有無等）や空家の現況図の作成
- 農地や空家の10年後を図示し、将来予想図を作成

ステップ③ 地域管理構想図の作成

- 優先的に利用を持続したい土地や、その土地の利用・管理の方向性を検討
- 地図上に見える化

ステップ④ 行動計画と地域のルール作成

- 利用・管理の手法や実施主体等を整理して行動計画を作成
- 地域で共有しておくべきルールを設定

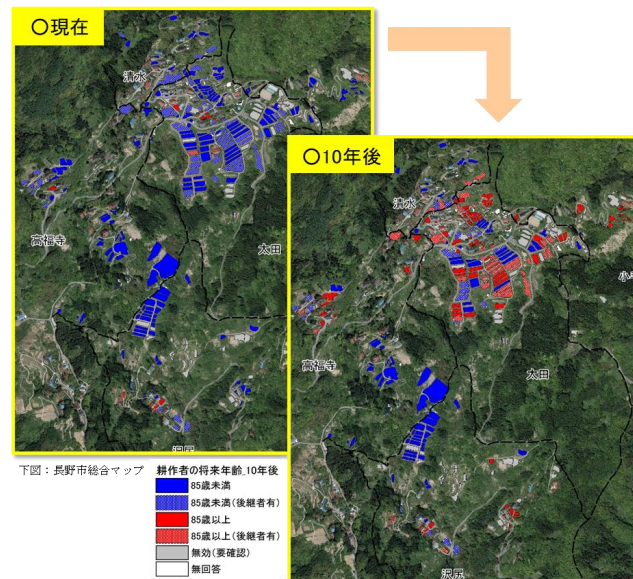
○行動計画の作成

取組目標：10年後も板倉の棚田（景観）の維持・継承できる体制・しくみの構築

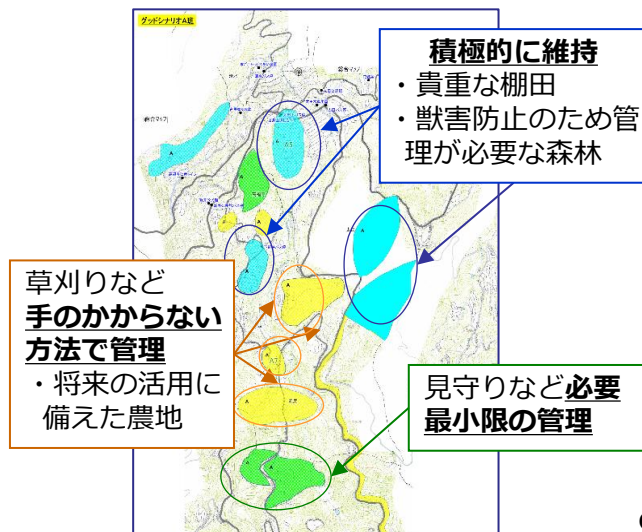
項目	着手時期（2020年度～2030年度）				地域内住民		地域外住民		組織・団体			行政		
	着手済	来年度から 2021年度～	5年以内 ～2025年度	5年以降 2026年度～	所有者	その他	関係者	その他	事業者	自治協	その他	中農支所	長野市	長野県
ア 所有者の将来意向の把握	○													
イ 鳥獣被害対策		○			○		○						○	
ウ 農業機械の共同購入		○			○		○						○	
エ 地域の心の拠り所としての 認識の共有・伝承		○			○	○	○	○		○		○	○	
オ 地域住民や移住希望者の耕 作希望の把握			○			○	○	○						
カ 所有者の以外の耕作希望者の 募集				○		○	○	○						
キ 集落営農組織化				○	○	○	○	○			○			
ク 栽培作物・手法の統一化				○	○	○	○	○						
ケ 販路の確保				○	○	○	○	○	○					○

長野市中条地区地域管理構想の取組事例

○現況図及び将来予想図の作成



○地域管理構想図の作成



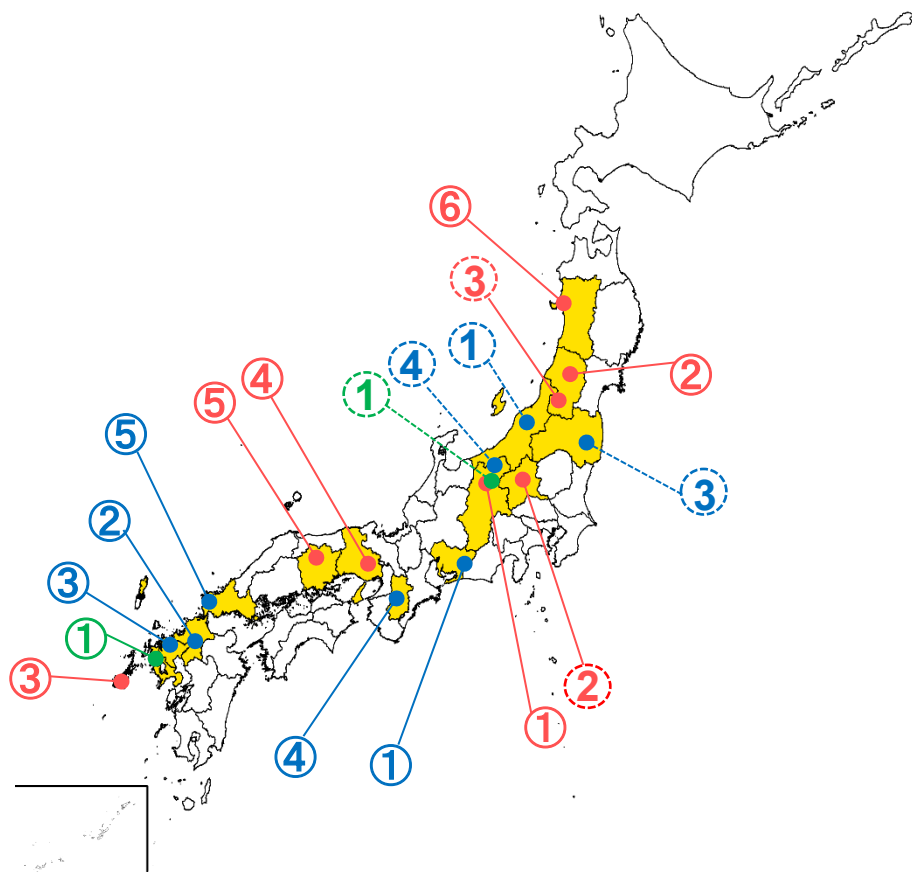
地域管理構想に基づく地域主体の取組の実施

策定状況(令和7年10月時点)

都道府県管理構想: 1県 策定済(1県検討中)

市町村管理構想 : 5市町村 策定済(3市町検討中)

地域管理構想 : 6地域(8地区) 策定済(3地区検討中)



都道府県管理構想

①長崎県 (R7.3)

<検討中>

★①長野県 (R7～)

市町村管理構想

①愛知県東栄町 (R5.4)

②福岡県うきは市(R6.3)

③佐賀県みやき町(R6.3)

④奈良県野迫川村 (R7.3)

⑤山口県下関市 (R7.6)

<検討中>

★①新潟県長岡市 (R4～)

★②福島県三春町 (R6～)

★③長野県飯山市 (R6～)

地域管理構想

①長野県中条地区(伊折区) (R3.3)

②山形県天童市田麦野地区 (R6.3)

③長崎県五島市岐宿町 (R6.5)

④兵庫県宝塚市西谷地域中部地区・下佐曽利地区(R6.6)

⑤岡山県真庭市落合地域吉地区・寄江原地区 (R7.3)

⑥秋田県三種町下岩川地区 (R7.3)

<検討中>

★①兵庫県宝塚市西谷地域上佐曽利地区 (R6～)

※ ④兵庫県宝塚市西谷地域管理構想に追加予定

★②群馬県みなかみ町上組区 (R7～)

★③山形県飯豊町中津川地域 (R7～)

※ 長崎県、佐賀県みやき町、兵庫県宝塚市上佐曽利地区を除き、
国交省のモデル/実証事業又は伴走支援により支援

※ R7年度国交省実証事業(★)・伴走支援実施箇所(★)

国土の管理構想で活用可能な事業・制度

①国土交通省による策定支援

	事業名	活用が想定される 管理構想	概要
1	国土管理企画室による支援	都道府県・市町村・地域	モデル事業・実証調査、手引きの作成、講習会の開催等を通じた管理構想の取組・検討支援。

②管理構想の検討に活用可能な事業・制度

1	外部専門家(地域力創造アドバイザー)制度	市町村・地域	外部の専門家に関する情報提供を行うとともに、招へいに必要な経費について支援(市町村に対する特別交付税措置)。
2	集落支援員制度	地域	地域の実情に詳しく、集落対策の推進に関してノウハウを有する人材(集落支援員)の設置、集落支援員による集落の巡回・状況把握、話し合いの実施等に対する支援。
3	所有者不明土地対策事業費補助金	市町村・地域	市町村や民間事業者等が実施する所有者不明土地等対策(所有者不明土地等の実態把握、土地の所有者探索等)や、所有者不明土地利用円滑化等推進法人の指定の円滑化及び空き地の利活用等に資する先導的取組に対する補助。 所有者不明土地等の実態把握により収集した情報を管理構想の策定の参考にすることも可能。

③管理構想の記載内容に応じて活用可能な事業・制度

1	まちづくり連携砂防等事業	市町村	市町村管理構想に位置づけられた地域生活拠点等を保全するため、都道府県による砂防事業(補助事業)への支援。
2	都市再生整備計画関連事業	市町村・地域	市町村管理構想・地域管理構想に位置づけられた地域生活拠点(※)における、まちづくり関連事業への支援。また、立地適正化計画と整合した管理構想等を策定することで、重点配分。 (※)都市機能誘導区域から公共交通により概ね30分に位置するものに限る。

④管理構想に位置付けた粗放的管理等を実施する上で活用可能な事業

1	最適土地利用総合対策	地域	営農を続けて守るべき農地、粗放的利用を行う農地等を区分し、実証的な取組を行いつつ、「土地利用構想」を作成し、その実現に必要な農用地保全のための活動経費、基盤整備や施設整備費等を支援。 ※事業申請に必要な「土地利用構想」について、地域管理構想の内容を記載可能。
---	------------	----	--

上記以外の関係事業について、以下HPにて掲載しています。

○国土交通省HP「国土の管理構想」ポータルサイト <https://www.mlit.go.jp/kokudoseisaku/kokudoseisaku tk3 000132.html>



○令和5年7月に閣議決定した、国土利用計画(全国計画)において、管理構想を全国で進めるとされた。

(策定にあたる財政的・技術的な支援)

- ・令和4年9月に「策定の手引き」を作成。
 - ・現在、国土交通省では、実証調査・伴走支援による策定支援を実施。
- 〔 ・令和7年度は実証調査3件、伴走支援2件支援。
※国交省職員による伴走支援を募集中！ 〕



庁内職員の検討部会(うきは市)

(有識者等による詳しい講習会)

- ・管理構想に関する講習会(人材育成研修)を開催。

こちらからアクセスし、昨年度の研修動画を是非ご視聴ください。

- 〔 ・R6/10/21管理構想講習会①「管理構想を知ろう(入門編)」を実施
・R6/11/19管理構想講習会②「管理構想を作ろう(実践編)」を実施 〕

令和7年度は、①10/17(金)オンライン、②10/30(木)仙台市で開催予定。

詳細は今後HP等にてご案内します。

<https://youtu.be/RWG4OZiMtJQ>



市町村管理構想・地域管理構想 講習会
人口減少社会における
土地の利用・管理と地域づくり
～これからの地域の土地の使い方をみんなで考えよう～
令和5年10月19日(木)14:00～16:30(オンライン開催)

講習会の開催

(策定負担の軽減)

- ・各自治体における負担軽減のため、管理構想は、都道府県や市町村が作成する国土利用計画と一体的に策定することが可能

- 〔 ・R5/9/29管理構想と国土利用計画が一体作成可能である旨の局長通知を発出
・R6/6/17都道府県管理構想と国土利用計画の一体的作成方法について、局長通知を発出
・R6/4/18 都道府県担当者会議を開催し、管理構想の必要性や国交省事業等を説明 〕

こちらからアクセスし、活用可能な事業・制度をご確認下さい。

(地域管理構想の取組に関連する関係各省の事業と制度)

- ・国土の管理構想で活用可能な事業と制度をまとめてHPに掲載

<https://www.mlit.go.jp/kokudoseisaku/content/001880179.pdf>



■概要

- 人口減少下では全ての土地について従来どおりの管理をしていくことは難しいとの認識に立ち、**目指すべき将来像と土地の管理の在り方**を検討する「**国土の管理構想**」の取組を全国で進め、適切な国土利用・管理を促すこととしている。
- 今年度は、より実効性のある管理構想の取組促進を目指し、**民間企業やNPO等の多様な主体が連携した国土利用・管理の在り方について調査検討**を行うとともに、**取組普及を底上げするための人材育成**を行う。

■調査内容

① 多様な主体が連携した取組の促進

- 民間企業やNPO等の主体が取り組む国土管理の事例収集を行うとともに、官民が連携して取り組む管理構想の実証調査を行い、それらの結果を踏まえ、**官民連携した管理構想の促進**にあたっての留意点等について調査検討を行う。

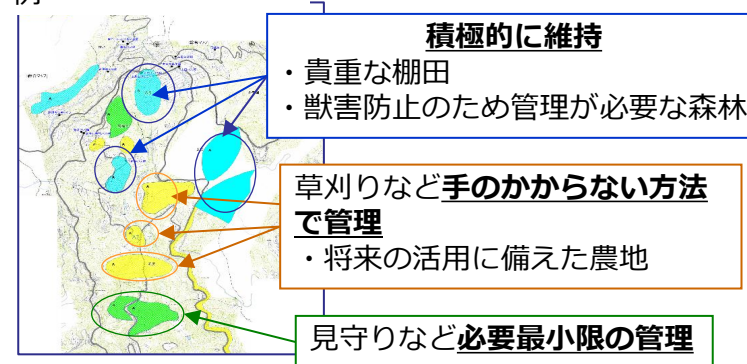
② 取組普及の底上げのための人材の育成強化

- 市町村等の管理構想の理解促進を図り、市町村による地域の管理構想策定の側面支援等が可能となるよう、市町村等の人材の育成強化を行うための研修を企画・実施する。

■成果とその活用

- 環境負荷低減への貢献等を行おうとしている民間企業等の外部人材・資金を、国土利用・管理の取組に積極的に呼び込むことにつながる。
- 調査検討の結果を手引きや事例集等に反映させることで、新たな事例創出や既存の管理構想の見直し、取組内容のブラッシュアップにつなげることができる。
- 市町村による側面支援等の体制を構築することで、将来的に自発的な普及がのぞめる。

○地域管理構想図の例



○民間企業による国土管理の例

- (右) 人事研修の一環として里山林を管理
- (左) 病虫害対策として伐採した木を利用してウイスキー樽を製造



サントリーホールディングスHPを基に国土交通省作成

(参考) 地方創生2.0基本構想 施策集 (令和7年6月13日) (抄)

第1章 政策の5本柱

1. 安心して働き、暮らせる地方の生活環境の創生

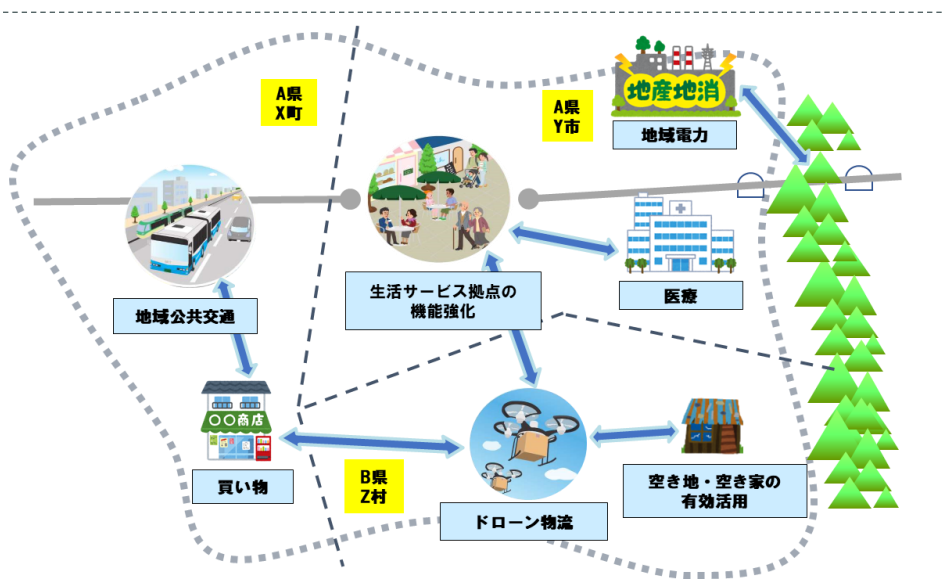
(94) 人口減少下に適応した国土利用・管理の推進

担い手不足が懸念される地域においても適切な国土利用・管理が行われるようにするため、民間企業やNPO等の多様な主体が国土利用・管理に参画するよう促すとともに、国・地方が連携し、都市・農地・森林等の個別の土地利用に係る様々な行政計画・事業との整合・連携強化を図り、地域の課題解決に総合的に取り組む。

(国土交通省国土政策局総合計画課)

【参考】地域生活圏の形成

- 人口減少、少子高齢化が加速する中、特に地方部においては、商業施設や公共交通が撤退するなど、暮らしに必要なサービスの利便性が低下しており、住民が従来の生活圏内で日常生活を送ることが困難となっている。一方、こうした状況に対して、従来の縦割りの分野ごとに、地方公共団体の圏域に縛られて、行政のみで対応するには限界がある。
- このため、民主導の官民連携によって、**市町村界にとらわれず、住民目線で、暮らしに必要なサービスが持続的に提供される圏域を「地域生活圏」と捉え、地域課題解決と経済性の両立を図る民間事業者等（＝ローカルマネジメント法人）によるサービス提供を促進し、地域生活圏の形成を図ることで、人々が将来にわたって安心して働き、暮らし続けられる地域を実現する。**



地域生活圏の形成イメージ

※圏域は生活・経済の実態に即して地域が主体的にデザイン

【地域生活圏の形成に資する具体的な取組の例】

- ・地域住民の互助によるまちなかにぎわい施設への送迎
- ・物流事業者と自治会の協働での遠隔地へのドローン配送
- ・デジタルを活用した地域内のお困りごと解決マッチングシステムの構築
- ・自治体や病院の連携による中山間地域における遠隔医療の実現
- ・買い物代行など地域の「買い物弱者」や単身高齢者への支援
- ・まち中心部の空き建物を地域企業の合同社員寮にリノベーション
- ・廃校を活用した地域づくり活動拠点の形成
- ・地元NPOによる地域コミュニティへの二地域居住者の受入支援
- ・官民出資の地元企業によるエネルギーの地産地消の仕組みづくり 等

○国土形成計画（R5.7閣議決定）抜粋

デジタルを徹底活用しながら、**暮らしに必要なサービスが持続的に提供される地域生活圏を形成し、地域課題の解決と地域の魅力向上を図る。**

<目指す国土の姿>

- ・暮らしに必要なサービスが持続的に提供される地域生活圏が、シームレスにつながりあい、それが国土全体にわたることで、**全国どこでも誰もが便利で快適に暮らせる社会を目指す。**
- ・地方部においても地域生活圏内で持続的に日常生活を送れるようにすることで大都市部への人口流出を防ぐとともに、民間主体がサービスを提供することで**地域経済循環の活性化**を図る。

- 人口減少、少子高齢化が進むことにより、地域の暮らしを支える中心的な生活サービス提供機能が低下・喪失するおそれがある中、日常の暮らしに必要なサービスが持続的に提供される「**地域生活圏**」の形成を目指すことが重要であり、その担い手である**主体の育成が急務**である。その際には、①官民パートナーシップによる「主体の連携」、②分野の垣根を越えた「事業の連携」、③行政区域にとられない「地域の連携」の観点を踏まえることが必要になる。
- 「地域生活圏形成リーディング事業」では、「**地域生活圏**」の形成に資する**先導的な取組や人材育成**に対し費用の支援を行うことにより、地域の多様なステークホルダーから構成される**主体の育成**を図り、将来に向かって自立可能な事業を構築する「地域生活圏」の形成を強力に推進する。
- また、特に①主体の連携を円滑かつ強力に進めていくため、関係省庁や自治体、金融機関、経済界、事業者などと連携し、地域生活圏の形成に資する**官民プラットフォームの創設**を行う。

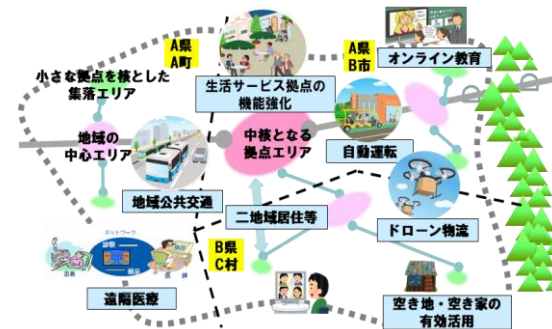
地域生活圏形成リーディング事業

1. 先導的な取組への支援

- 地域の課題把握や必要とされるサービスの検討や、官民が連携した主体のもとで行われる事業に対し支援を行う。
 - 【支援対象者】 共助・共創の観点から日常の暮らしに必要なサービスの提供に取り組んでいる民間団体を含む、官民で構成される協議会
 - 【支援対象経費】
 - ・「地域生活圏」の形成に向けた事業実施のための関係者の合意 形成・意見聴取、連携・実施体制の構築、協議会開催等に要する経費
 - ・日常の暮らしに必要なサービスの持続的な提供に向けた利便性の向上・複合化、地域内経済循環、新たな共助の仕組みの構築・構想検討に要する調査等経費
 - ・「地域生活圏」の形成に向けた事業の実施に要する経費（拠点、設備、システムの導入・改修費、広告宣伝費、研究開発費、人材育成費等）

2. 人材育成への支援

- 地域生活圏の形成に向けて、主体的かつ継続的に取り組む人材を育成する事業に対し支援を行う。
 - 【支援対象事業者】 都道府県・市町村、民間事業者
 - 【支援対象経費】 地域課題の解決に取り組む人材育成に関する取組実施経費



地域生活圏の形成イメージ

<地域経営のポイント> = 地域生活圏の3要素

- ① 官民パートナーシップによる「**主体の連携**」
- ② 分野の垣根を越えた「**事業の連携**」
- ③ 行政区域にとられない「**地域の連携**」

官民プラットフォームの創設

- 官民・民民の連携を進めていくため、地域生活圏の形成に資する官民連携プラットフォームを創設。
 - ※国土審議会推進部会地域生活圏専門委員会とりまとめ報告書（令和7年6月）より抜粋
 - ・ 資金調達・運営面での投資家と当該事業を実施しようとする主体とのマッチングやコーディネートを行うことができる機能に着眼することも重要であることから、各事業規模に応じた具体的な事業組成や地域における金融人材の育成等の観点も踏まえ、政府系金融機関、地域金融機関、民間の地方創生ファンド等も巻き込んだ官民プラットフォーム創設の検討が必要
 - ・ 「公共貢献」につながる事業を構想できるプロフェッショナル人材を育成するための地域のコミュニティとして、あるいは内外の人材の交流の場として、大学などの教育機関や研究機関を核とする中間支援組織も参画した官民プラットフォームの創設の検討も必要

所有者不明土地対策事業費補助金

令和7年度予算額:63百万円

○所有者不明土地や空き地の利用の円滑化、管理の適正化を図るため、市町村や民間事業者等が実施する所有者不明土地等対策や、所有者不明土地利用円滑化等推進法人の指定の円滑化及び空き地の利活用等に資する先導的取組を支援するための経費を計上。

事業概要

下線部: 関連する記載

<基本事業・関連事業>

- 地方公共団体又は推進法人等が行う事業に対する補助
 - ※ 地方公共団体施行: 1/2、推進法人等施行: 1/3 (地方公共団体負担: 1/3)
 - 補助対象
 - ・ 所有者不明土地・低未利用土地の実態把握
 - ・ 所有者不明土地・低未利用土地の管理等に関する広報・啓発※
 - ・ 所有者不明土地対策計画の作成
 - ・ 土地の所有者探索や、利活用のための手法等の検討※
 - ・ 土地の管理不全状態の解消及び関連する法務手続※ 等
- ※ 所有者不明土地対策計画に基づくもの

<モデル事業>

- 特定非営利活動法人、民間事業者、地方公共団体等が行う
 - ・ 推進法人の指定の円滑化に資する取組
 - ・ 空き地の利活用等を図る取組 等
- に対する補助(定額)

空き地の利用転換による利活用のイメージ

市民農園として活用

臨時駐車場であった土地を、地域住民が利用できる広場や農園として活用。



防災空地として活用

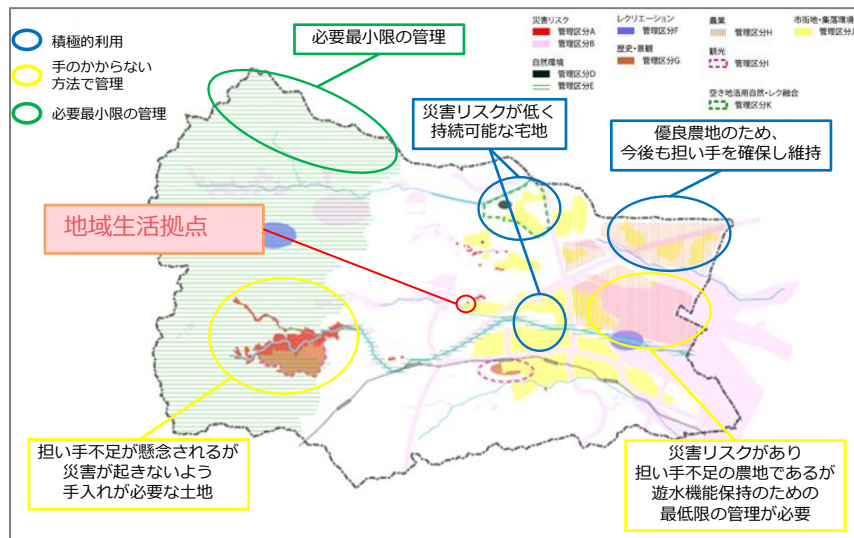
空き地を、平常時は防災活動やコミュニティを育む地域活動の場として、災害時は一時避難場所として活用。



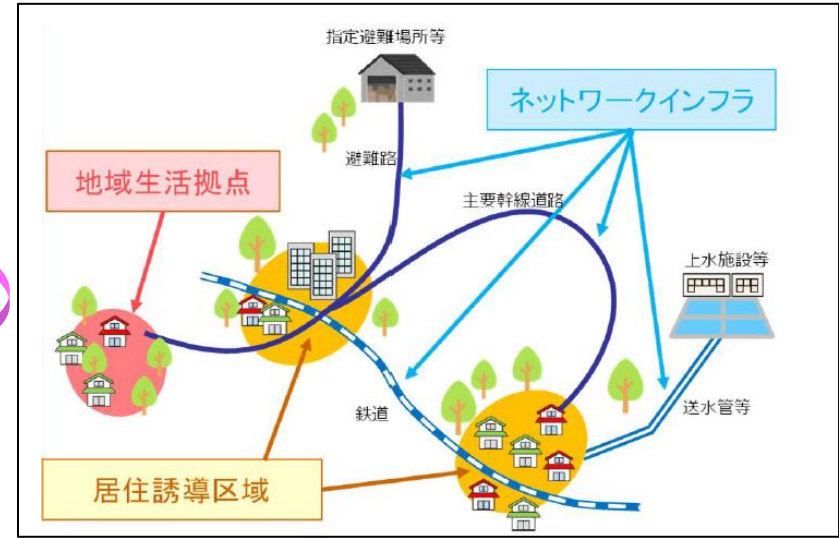
まちづくり連携砂防等事業

- 土砂災害等の災害リスクの高いエリアからの居住地の誘導に加え、都道府県の取り組む砂防関係事業のうち、地域生活の拠点となるエリアを保全する対策を計画的・集中的に実施することにより、早期の防災まちづくりを推進。
- 補助対象は、都道府県が実施する「居住誘導区域・地域生活拠点を保全するための砂防事業」、「これらに接続する主要幹線道路、鉄道、避難路、インフラライフラインを保全する砂防事業」等。
- 事業実施のためには、市町村管理構想において「地域生活拠点」を位置づけること等が必要。

地域生活拠点等におけるソフト対策の実施 (管理構想における地域生活拠点の位置づけイメージ)

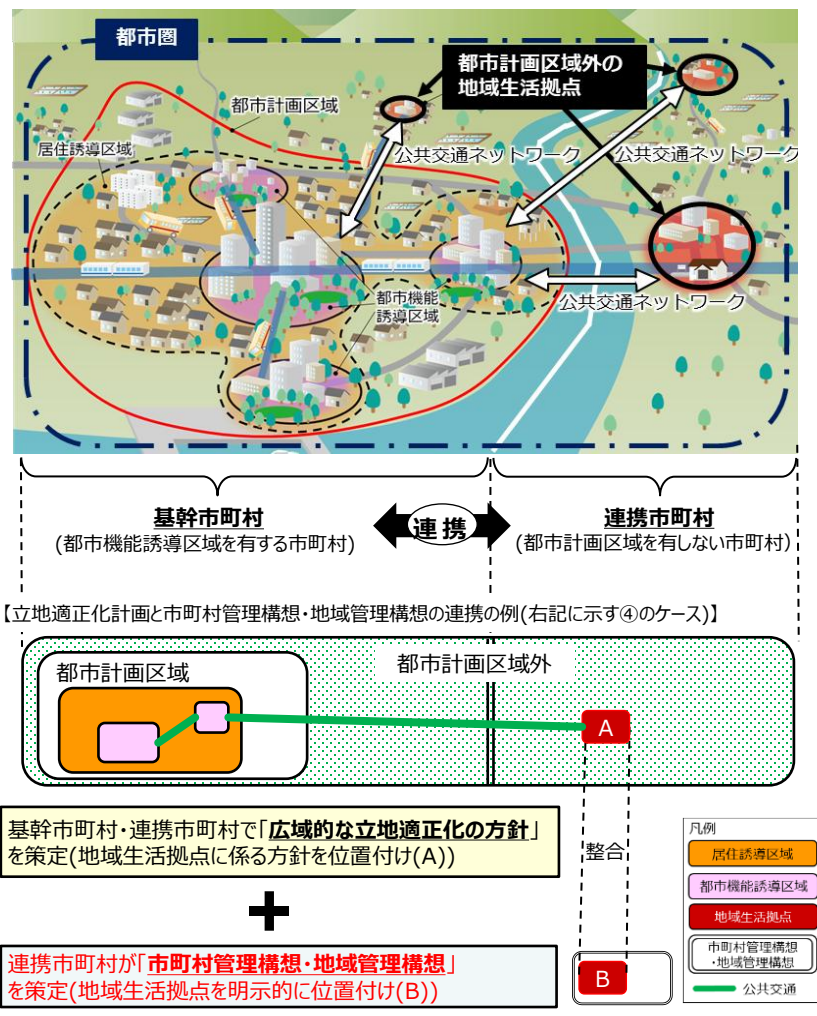


地域生活拠点等におけるハード対策の実施 (本事業の補助対象のイメージ)



地域生活の拠点となるエリアにおいて、にソフト対策による災害リスクの回避とハード対策による災害リスクの低減を組み合わせた施策展開を図ることで、早期の防災まちづくりを実現。

○都市圏全体での持続可能な都市構造の実現に向けて、市町村管理構想・地域管理構想と連携しつつ、都市計画区域外の郊外住宅地や周辺集落等における地域生活拠点の形成等のコンパクト化の取組を支援。



施行地区要件

※管理構想関係部分を赤塗

○都市計画区域外の地域生活拠点

地域生活拠点：都市計画区域外における地域の拠点となる区域であり、かつ、以下の要件のいずれかの区域（基幹市町村の都市機能誘導区域から公共交通により概ね30分）。

【都市構造再編集集中支援事業①②、都市再生整備計画事業③④、まちなかウォーカブル推進事業①～④、都市・地域交通戦略推進事業①～④】

- ① 基幹市町村の立地適正化計画において、拠点として位置付けられた区域。
- ② 基幹市町村の立地適正化計画と整合した市町村管理構想・地域管理構想において、拠点として位置付けられた区域。
- ③ 基幹市町村と連携市町村が共同して作成した広域的な立地適正化の方針において、連携市町村の拠点として位置付けられた区域。
- ④ 基幹市町村と連携市町村が共同して作成した広域的な立地適正化の方針と整合した市町村管理構想・地域管理構想において、連携市町村の拠点として位置付けられた区域。

○上記①～④と都市機能誘導区域を結ぶ公共交通ネットワーク

【都市・地域交通戦略推進事業】

○「立地適正化計画」又は「広域的な立地適正化の方針」と「市町村管理構想・地域管理構想」をともに作成し、整合が図られている場合、重点配分。

【都市構造再編集集中支援事業、都市再生整備計画事業、まちなかウォーカブル推進事業】

支援対象の追加

○地域生活拠点において、誘導施設相当施設を新たに基幹事業に追加。

【都市再生整備計画事業】

○現行で立地適正化計画を要件としている事業*について、地域生活拠点に位置付けられた地区で実施するものを含めて支援対象に追加。【都市・地域交通戦略推進事業】

*交通まちづくり活動推進事業、駐車場の整備、歩行空間の整備、歩行活動の増加に資する施設の整備、路面電車・バス等の公共交通に関する施設の整備、鉄道施設等の整備

補助率かさ上げ(1/3→1/2)【都市・地域交通戦略推進事業】

○地域生活拠点に位置付けられた地区で実施する事業及び地域生活拠点に位置付けられた地区と都市機能誘導区域を結ぶ公共交通に係る事業について、補助率をかさ上げ。

○国土の管理構想に関する資料、情報の掲載先

■ポータルサイトによる情報提供

- 「国土の管理構想」本文のほか、策定の手引き、取組事例、モデル事業の公募などの情報を掲載
https://www.mlit.go.jp/kokudoseisaku/kokudoseisaku_tk3_000130.html

■国土の管理構想（令和3年6月）と 国土管理専門委員会 最終とりまとめ

- 「国土の管理構想」の本文や概要などを掲載
https://www.mlit.go.jp/policy/shingikai/kokudo03_sg_000246.html

■市町村管理構想・地域管理構想の策定の手引き

- 具体的な事例を交えながら策定プロセスをわかりやすく
※内容は絞っているため、詳細を知りたい場合は「国土の管理構想」本文へ
https://www.mlit.go.jp/kokudoseisaku/kokudoseisaku_tk3_000137.html

■国交省YouTubeチャンネル

- 過去の講習会のアーカイブ動画を配信中！
・入門編 市町村管理構想・地域管理構想講習会（令和5年10月）
https://youtu.be/Wv6q_PhWCsc （※国土交通省YouTubeチャンネルに移動します）

国土計画																							
国土政策トップ ・ 国土計画 ・ 地方振興 ・ サイトマップ ホーム > 政策・施策 > 国土政策 > 国土計画 > 「国土の管理構想」に関する取組事例																							
国土の管理構想ポータルサイト ●「国土の管理構想」とは ●取組事例 ●市町村管理構想・地域管理構想の策定の手引き ●その他市町村管理構想・地域管理構想等の策定に当たって参考となる情報 ●市町村管理構想・地域管理構想講習会 「国土の管理構想」に関する取組事例 これまでに地域管理構想や市町村管理構想の策定に向けて取り組んでいる事例を紹介します。取組状況は進捗に応じて随時更新していきます。 ＜地域管理構想＞ <table> <thead> <tr> <th>地域名</th><th>検討期間</th><th>取組概要等</th><th>管理構想</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>長野県長野市中央地区（伊折区）</td><td>H31.1～R3.3（策定済み）</td><td>（検討の途中経過） ワークショップ実施状況報告（第1回～第3回） ワークショップ実施状況報告（第4回） ワークショップ実施状況報告（第5回～第6回）</td><td>いおりの地域づくりみらい 取組概要</td></tr> <tr> <td>山形県天童市田更野地区</td><td>R3.11～実施中</td><td>取組概要</td><td>田更野みらい計画</td></tr> <tr> <td>兵庫県宝塚市西谷地域（中部地区・下谷利地区）</td><td>R4.7～実施中</td><td>取組概要</td><td>—</td></tr> <tr> <td>秋田県三種町下岩川地区</td><td>R5.4～実施中</td><td>取組概要</td><td>—</td></tr> </tbody> </table>				地域名	検討期間	取組概要等	管理構想	長野県長野市中央地区（伊折区）	H31.1～R3.3（策定済み）	（検討の途中経過） ワークショップ実施状況報告（第1回～第3回） ワークショップ実施状況報告（第4回） ワークショップ実施状況報告（第5回～第6回）	いおりの地域づくりみらい 取組概要	山形県天童市田更野地区	R3.11～実施中	取組概要	田更野みらい計画	兵庫県宝塚市西谷地域（中部地区・下谷利地区）	R4.7～実施中	取組概要	—	秋田県三種町下岩川地区	R5.4～実施中	取組概要	—
地域名	検討期間	取組概要等	管理構想																				
長野県長野市中央地区（伊折区）	H31.1～R3.3（策定済み）	（検討の途中経過） ワークショップ実施状況報告（第1回～第3回） ワークショップ実施状況報告（第4回） ワークショップ実施状況報告（第5回～第6回）	いおりの地域づくりみらい 取組概要																				
山形県天童市田更野地区	R3.11～実施中	取組概要	田更野みらい計画																				
兵庫県宝塚市西谷地域（中部地区・下谷利地区）	R4.7～実施中	取組概要	—																				
秋田県三種町下岩川地区	R5.4～実施中	取組概要	—																				

各モデル事業地域の取組概要は、ポータルサイトに掲載しています。（随時更新中）

<問い合わせ先>

03-5253-8359

hqt-kanrikoso@gxb.mlit.go.jp